

松江市障がい福祉サービス等支給決定基準

令和7年10月1日

松江市 健康福祉部 障がい者福祉課

目 次

I 基本的な考え方	1
II 障がい福祉サービス等の支給に関する基準	3
§ 1 障がい福祉サービス	4
【介護給付】	
1. 居宅介護(ホームヘルプ)	4
(1)身体介護	4
(2)家事援助	5
(3)通院等介助	6
(4)通院等乗降介助	7
2. 重度訪問介護	9
3. 同行援護	11
4. 行動援護	13
5. 療養介護	14
6. 生活介護	15
7. 短期入所(ショートステイ)	16
8. 施設入所支援	17
【訓練等給付】	
9. 自立訓練(機能訓練)	18
10. 自立訓練(生活訓練)	19
11. 宿泊型自立訓練	20
12. 就労選択支援	21
13. 就労移行支援	22
14. 就労継続支援A型	24
15. 就労継続支援B型	25
16. 就労定着支援	27
17. 自立生活援助	28
18. 共同生活援助(グループホーム)	29
【相談支援事業】	
19. 地域移行支援	31
20. 地域定着支援	32

§ 2 障がい児通所サービス	33
21. 児童発達支援・医療型児童発達支援.....	33
22. 放課後等デイサービス	34
23. 居宅訪問型児童発達支援.....	35
24. 保育所等訪問支援	36
§ 3 地域生活支援事業	37
25. 移動支援	37
(1)個別移動支援	37
(2)通勤通学等移動支援	40
(3)グループ移動支援	41
26. 日中一時支援	42
27. 地域活動センターⅡ型	43
28. 訪問入浴サービス	44
Ⅲ 特別支給量	45
1. 基本的な考え方	45
2. 特別支給量を適用する障がい福祉サービス等	46
3. 特別支給量を適用しない障がい福祉サービス等	46
Ⅳ 併用給付に関する基準	47
1. 障がい福祉サービスの併用給付	47
2. 介護保険との併用給付	48

I 基本的な考え方

1. 支給決定基準の目的

障がい福祉サービス等の支給量や併用給付に関する基準を明確にし、公平かつ適正に障がい福祉サービス等の提供を行うことを目的としています。

2. 支給決定基準を定める障がい福祉サービス等

(1) 障がい福祉サービス

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所（ショートステイ）、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、地域移行支援、地域定着支援

(2) 障がい児通所サービス

児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

(3) 地域生活支援事業

移動支援、日中一時支援、地域活動センターⅡ型、訪問入浴サービス

3. 支給決定基準の取り扱い（原則）

- (1) 障がい福祉サービスの支給量は、原則として標準支給量の範囲内で決定します。
- (2) サービスを利用しようとする者（申請者）やその介護者に特別な事情があり、他のサービス等を検討しても標準支給量の範囲内では不足し、松江市が必要と認める場合、サービスごとに定める運用上限の範囲内で支給決定をします。この場合、サービスの必要性、今後の見通しをサービス等利用計画の基本情報に記載のうえ、事前にご相談ください。
- (3) 支給決定期間を通じて運用上限を超える支給量が必要な場合は、障がい支援区分の認定等を行う「松江市障がい者総合支援審査会（以下、審査会とする）」に諮り、必要と認められた場合に支給決定します。
- (4) 申請者をめぐる介護環境が、別に定める要件に該当する場合、標準支給量に代わり特別支給量を適用します。
- (5) 同時に支給決定できる障がい福祉サービスの組み合わせ（併用給付）については、サービス提供事業所が受ける報酬に重複が発生しない利用形態を前提として認めます。
- (6) 介護保険対象者（65歳以上、40歳～64歳で介護保険制度に定める「16の特定疾病」に該当する場合）は、介護保険制度でのサービス支給が優先されます。障がい福祉サービスでは、介護保険にないサービスを中心に支給決定をします。
- (7) この支給決定基準は、運用の状況や国の障がい福祉サービスに係る負担基準を勘案しながら定期的に見直しをします。

障がい福祉サービス等の体系図



Ⅱ 障がい福祉サービス支給に関する基準

【総括表】

Ⅴ			単位		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
障がい福祉サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護	時間/月	標準支給量 (運用上限)	12 (24)	15 (30)	20 (40)	29 (58)	48 (96)	55 (110)	21 (42)
		家事援助	時間/月	標準支給量 (運用上限)	14 (28)	18 (36)	26 (52)	49 (98)	78 (156)	112 (224)	44 (88)
		通院等介助	時間/月	標準支給量 (運用上限)	10 (20)	10 (20)	10 (20)	10 (20)	10 (20)	10 (20)	10 (20)
		通院等 乗降介助	回/月	標準支給量 (運用上限)	20 (40)	20 (40)	20 (40)	20 (40)	20 (40)	20 (40)	20 (40)
	重度訪問介護		時間/月	標準支給量 (運用上限)	— (—)	— (—)	— (—)	137 (274)	172 (344)	243 (486)	— (—)
	同行援護		時間/月	標準支給量 (運用上限)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)
	行動援護		時間/月	標準支給量 (運用上限)	— —	— —	32 (64)	42 (84)	56 (112)	73 (146)	40 (80)
	療養介護		日/月	標準支給量	当該月日数						—
	生活介護		日/月	標準支給量	当該月日数－8日						—
	短期入所 (ショートステイ)	利用予定 あり	日/月	標準支給量 (運用上限)	10 (20)	10 (20)	10 (20)	10 (20)	10 (20)	10 (20)	10 (20)
		利用予定 なし	日/月	標準支給量 (運用上限)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)
	施設入所支援		日/月	標準支給量	当該月日数						—
	自立訓練(機能訓練)		日/月	標準支給量	当該月日数－8日						—
	自立訓練(生活訓練)		日/月	標準支給量	当該月日数－8日						—
	宿泊型自立訓練		日/月	標準支給量	当該月日数						—
	就労選択支援		日/月	標準支給量	当該月日数－8日						—
	就労移行支援		日/月	標準支給量	当該月日数－8日						—
	就労継続支援A型		日/月	標準支給量	当該月日数－8日						—
	就労継続支援B型		日/月	標準支給量	当該月日数－8日						—
	就労定着支援		日/月	標準支給量	当該月日数						—
	自立生活援助支援		日/月	標準支給量	当該月日数						—
	共同生活援助(グループホーム)		日/月	標準支給量	当該月日数						—
障がい児 通所サービス	児童発達支援(含む医療型)		日/月	標準支給量	23日						—
	放課後等デイサービス		日/月	標準支給量	23日						—
	居宅訪問型児童発達支援		日/月	標準支給量	10日						—
	保育所等訪問支援		日/月	標準支給量	5日						—
地域生活 支援事業	移動支援	個別	時間/月	標準支給量 (運用上限)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)
		通勤通学等	時間/月	標準支給量 (運用上限)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)
		グループ等	時間/月	標準支給量 (運用上限)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)
	日中一時支援	利用予定 あり	日/月	標準支給量 (運用上限)	5 (10)	5 (10)	5 (10)	5 (10)	5 (10)	5 (10)	5 (10)
		利用予定 なし	日/月	標準支給量 (運用上限)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)
	地域活動センターⅡ型		日/月	標準支給量	当該月日数－8日						—
	訪問入浴サービス		回/月	標準支給量 (運用上限)	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10 (10)

§ 1 障がい福祉サービス

1. 居宅介護(ホームヘルプ)

- 居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

【居宅介護に共通する基準】

二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限り認めます。

- (1) 障がい者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合
- (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (3) その他障がい者の状況から(1)(2)に準ずると認められる場合

(1) 身体介護

① サービスの内容

- 居宅において、本人が行う入浴、排せつ及び食事等の介護等をヘルパーが行います。

② 対象者と必要な障がい支援区分

【対象者】 障がい者、障がい児、難病等の患者(児童含む)

【支援区分】 区分1以上(児童はこれに相当する心身状態)

③ 標準のサービス支給量上限

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
身体介護	標準支給量上限	12	15	20	29	48	55	21
	(運用上限)	(24)	(30)	(40)	(58)	(96)	(110)	(42)

単位:時間以内/月

④ 支給量を定める単位 時間(30分単位)/月

⑤ 支給決定期間 1年以内

⑥ 運用上の基本的考え方

- 1) 日常生活を営む上で必要な行為を利用者本人が行う時に、ヘルパーが利用者本人へ身体的援助を行うサービスです。安全確認のための声掛け、見守りも含みます。

(日常生活に含む)

入浴、排せつ、食事介助、水分補給、調理・洗濯・掃除介助、身体整容、更衣、起床・就寝介助
体位変換、服薬介助 等

(日常生活に含まない)

来客対応、洗車、利用者本人以外のための調理・洗濯、利用者本人が使用しない部屋の掃除、
大掃除、部屋の模様替え、特別な調理(正月やクリスマスなど特別な手間を掛けて行うもの)

庭の手入れ、ペットの世話 等

- 2) 1 回あたりの利用時間の上限は 3 時間です。
- 3) 1 日複数回利用する場合は、概ね 2 時間以上の間隔を空ける必要があります。
- 4) 障がい児や難病等の児童が利用する場合、原則として保護者等の在宅時に限ります。以下の条件をすべて満たす場合に限り、保護者等が一時的に不在となっても利用を認める場合があります。事前にご相談下さい。
 - i) 保護者等とヘルパーが属する事業所が、保護者等が不在となる時間にサービスを提供することに同意している
 - ii) 不在となる時間が 30 分未満である
 - iii) 不在となる時間に保護者等とヘルパーが携帯電話等で常に連絡できる

(2)家事援助

① サービスの内容

○ 居宅において、ヘルパーが調理、洗濯及び掃除等の家事を行います。

② 対象者と必要な障がい支援区分

【 対 象 者 】 障がい者、障がい児、難病等の患者(児童含む)

【 支援区分 】 区分 1 以上(児童はこれに相当する心身状態)

③ 標準のサービス支給量上限

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
家事援助	標準支給量上限	14	18	26	49	78	112	44
	(運用上限)	(28)	(36)	(52)	(98)	(156)	(224)	(88)

単位:時間以内/月

④ 支給量を定める単位 時間(30 分単位)/月

⑤ 支給決定期間 1 年以内

⑥ 運用上の基本的考え方

- 1) 日常生活を営む上で必要な行為を、利用者本人に代わってヘルパーが行うサービスです。

(日常生活に含む)

調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の整理・補修、日常生活のための代読・代筆、ベッドメイク
薬の受け取り、育児支援(育児中の親が障がいを理由に通常の育児ができない場合) 等

(日常生活に含まない)

来客対応、洗車、利用者本人以外のための調理・洗濯、利用者本人が使用しない部屋の掃除、
部屋の模様替え、特別な調理(正月やクリスマスなど特別な手間を掛けて行うもの)
庭の手入れ、ペットの世話 等

- 2) 利用者が単身のため、または家族等の介護者に障がいや疾病があるため、利用者本人や家族等の介護者が家事を行うことが困難な場合が対象です。

- 3) 1 回あたりの利用時間の上限は 1.5 時間です。
- 4) 1 日複数回利用する場合は、概ね 2 時間以上の間隔を空ける必要があります。
- 5) 生活等に関する相談を目的とした長時間(1 回当たり概ね 1 時間以上)の利用については、原則として障がい支援区分 3 以上の者が対象です。
- 6) 障がい児や難病等の児童の利用は、通常の育児との違い、児童が年齢に応じて通常取得する家事能力、家庭の事情などを総合的に判断して支給決定を行いますので、事前にご相談下さい。
- 7) 次の要件全てに該当し、障がいを理由に子供の世話が十分にできない場合などは、「育児支援」の観点から家事援助の対象となる場合がありますので、事前にご相談下さい。

(要件) ※全てに該当すること

- i) 利用者(親)が障がいによって家事や付き添いが困難である
- ii) 利用者(親)の子どもが一人では対応できない
- iii) 他の家族等による支援が受けられない

(家事援助の対象となる育児支援)

- ア) 乳児の健康把握の補助
- イ) 児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援
- ウ) 保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助
- エ) 利用者(親)へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理
- オ) 利用者(親)の子どもが通院する場合の付き添い
- カ) 利用者(親)の子どもが保育所(場合によっては幼稚園)へ通園する場合の送迎

(3)通院等介助

① サービスの内容

- 居宅から、病院へ通院するため、官公署や相談事業所へ公的手続や障がい福祉サービス利用について相談するための移動介助を行います。

② 対象者と必要な障がい支援区分

(身体介護を伴わない場合)

- 【対象者】 障がい者、障がい児(小学生以上)、難病等の患者(小学生以上の児童含む)
- 【支援区分】 区分 1 以上(児童はこれに相当する心身状態)

(身体介護を伴う場合)

- 【対象者】 障がい者、障がい児(小学生以上)、難病等の患者(小学生以上の児童含む)
- 【支援区分】 区分 2 以上(児童はこれに相当する心身状態)
- 【他の要件】 障がい支援認定調査において、次に掲げる項目のいずれかの状態に 1 つ以上認定されていること

歩行:「全面的な支援が必要」

移乗:「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

移動:「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

排尿:「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

排便:「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

③ 標準のサービス支給量上限

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
通院等介助	標準支給量上限	10	10	10	10	10	10	10
	(運用上限)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)

単位：時間以内/月

④ 支給量を定める単位 時間(30分単位)/月

⑤ 支給決定期間 1年以内

⑥ 運用上の基本的考え方

- 1) 概ね月に1回以上の定期的な通院等(医療保険で行うリハビリ含む)が対象です。(ただし、疾病の種類や医師の指示等により、複数カ月に1回の定期通院については、その内容を精査し、対象とするものもあります。)
- 2) 入退院時の移動は対象外です。
- 3) 乗降・降車の介助を行うことに前後して必要な身体介護が20分から30分程度未満の場合は、「通院等乗降介助」になります。
- 4) ヘルパー自らが運転する車両で移動介助する場合に加え、公共交通機関等を利用して移動介助する場合も含まれます。
- 5) ヘルパー自らが運転する時間は、報酬の算定対象外です。
- 6) 移動先が病院の場合、院内介助となる診察時間や待ち時間は、原則として報酬の算定対象外です。ただし、次の要件のいずれかを満たす者が利用する場合は、診察時間を除く院内介助の時間に限り、報酬の算定対象とすることができます。
 - i) 同行援護の支給要件を満たす者
 - ii) 行動援護の支給要件を満たす者

※ i) ii) の場合、実際にサービスの支給決定を受けているか否かは問わない。
- 7) ヘルパー自らが運転する車両の運賃等は、給付費の対象外です。
- 8) ヘルパー自らが車両を運転する場合、通院等介助サービスを提供する事業所は、道路運送法上の許可や登録が必要です。
- 9) 障がい児や難病等の児童の利用は、保護者が介助できない場合で、かつ児童一人でも移動先での目的(リハビリ等)が達成できる場合に限ります。

(4) 通院等乗降介助

① サービスの内容

- 居宅から、ヘルパー自らが運転する車両への乗降の介助、乗車前、降車後の屋内外における移動の介助、移動先における手続き、移動の介助を行います。

② 対象者と必要な障がい支援区分

【対象者】 障がい者、障がい児、難病等の患者(児童含む)

【 支援区分 】 区分 1 以上(児童はこれに相当する心身状態)

③ 標準のサービス支給量上限

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
通院等乗降介助	標準支給量上限	20	20	20	20	20	20	20
	(運用上限)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)

単位:回以内/月

④ 支給量を定める単位 回/月

⑤ 支給決定期間 1 年以内

⑥ 運用上の基本的考え方

- 1) 概ね月に1回以上の定期的な通院等(医療保険で行うリハビリ含む)が対象です。(ただし、疾病の種類や医師の指示等により、複数カ月に1回の定期通院については、その内容を精査し、対象とするものもあります。)
- 2) 入退院時の移動は対象外です。
- 3) 乗車・降車の介助を行うことに前後して 20 分から 30 分程度以上の身体介護を行う場合には、「通院等介助」になります。
- 4) ヘルパー自らが運転する車両の運賃等は、報酬の算定対象外です。
- 5) ヘルパー自らが車両を運転する場合、通院等介助サービスを提供する事業所は、道路運送法上の許可や登録が必要です。
- 6) 障がい児や難病等の児童の利用は、保護者が介助できない場合で、かつ児童一人でも移動先での目的(リハビリ等)が達成できる場合に限ります。

2. 重度訪問介護

(1) サービスの内容

○ 常に介護を必要とする者に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

【 対 象 者 】 障がい者

【 支援区分 】 区分 4 以上

【 他の要件 】 (身体障がい者・難病等の患者の場合)

① 二肢以上に麻痺があること

② 障がい支援認定調査において、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援不要」以外と認定されていること

(知的障がい者・精神障がい者の場合)

① 障がい支援認定調査による行動関連項目(11項目)、医師意見書によるてんかん発作の頻度に係る点数の合計が10点以上であること

厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号) 別表第2

行動関連項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
説明の理解	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
異食行動	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
多動・行動停止	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不安定な行動	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
自らを傷つける行為	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
他人を傷つける行為	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不適切な行為	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
突発的な行動	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
過食・反すう	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
てんかん	1. 年に1回以上	2. 月に1回以上	3. 週に1回以上

(3)標準のサービス支給量上限

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度訪問介護	標準支給量上限	—	—	—	137	172	243
	(運用上限)	(—)	(—)	(—)	(274)	(344)	(486)

単位:時間以内/月

(4)支給量を定める単位 時間(30分単位)/月

(5)支給決定期間 1年以内

(6)運用上の基本的考え方

- ① 1日3時間以上利用するサービスです。
- ② 居宅介護(ホームヘルプ)、施設入所支援サービスとの併用給付はできません。
- ③ 二人介護は、次のいずれかに該当する場合、必要な時間に限り認めます。
 - 1) 障がい者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合
 - 2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - 3) その他障がい者の状況から(1)(2)に準ずると認められる場合
- ④ 次の要件全てに該当し、「障がいを理由に子供の世話が十分にできない場合などは、「育児支援」の観点から対象となる場合がありますので、事前にご相談下さい。

(要件) ※全てに該当すること

- 1) 利用者(親)が障がいによって家事や付き添いが困難である
- 2) 利用者(親)の子どもが一人では対応できない
- 3) 他の家族等による支援が受けられない

(家事援助の対象となる育児支援)

- ア) 乳児の健康把握の補助
- イ) 児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援
- ウ) 保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助
- エ) 利用者(親)へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理
- オ) 利用者(親)の子どもが通院する場合の付き添い
- カ) 利用者(親)の子どもが保育所(場合によっては幼稚園)へ通園する場合の送迎

- ⑤ 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出への利用は対象外です。
- ⑥ 医療機関に入院する時は、入退院時の移動、入院中の日帰り外出及び外泊時の移動(外泊先での移動)について利用できます。
- ⑦ 障がい支援区分6で、病院等への入院中に、一定の期間において、病院等の職員との意思疎通を図るうえでのコミュニケーション支援がサービス対象となる場合がありますので、ご相談ください。
- ⑧ 15歳以上の児童で、児童相談所長が利用することを適当と認めた場合、障がい者とみなして障がい支援区分の認定を行い、利用の適否を決定しますので事前にご相談下さい。なお、利用した場合、放課後等デイサービスを併せて利用することはできませんのでご注意下さい。

3. 同行援護

(1) サービスの内容

- 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

- 【 対 象 者 】 視覚障がい者、視覚障がい児(小学生以上)
難病等の患者(小学生以上の児童含む)
- 【 支援区分 】 区分不要
- 【 他の要件 】 同行援護アセスメントにおいて、次の①②いずれの状態にも該当すること
- ① 移動障がいに係る点数が1点以上
 - ② 視力障がい、視野障がい、夜盲に係る点数のいずれかが1点以上

(3) 標準のサービス支給量上限

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
同行援護	標準支給量上限	30	30	30	30	30	30	30
	(運用上限)	(60)	(60)	(60)	(60)	(60)	(60)	(60)

単位:時間以内/月

(4) 支給量を定める単位 時間(30分単位)/月

(5) 支給決定期間 1年以内

(6) 運用上の基本的考え方

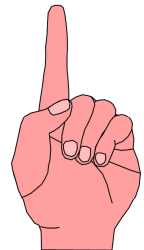
- ① 施設入所支援サービスと併用給付はできません。
- ② 二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限って認定します。
 - 1) 障がい者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合
 - 2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - 3) その他障がい者の状況から1)2)に準ずると認められる場合
- ③ 自宅発着でない場合も利用できます。
- ④ 宿泊を伴う利用も可能です。サービスを提供している実時間を一日毎に報酬算定します。就寝中等サービスを提供していない時間は対象外です。
- ⑤ 一日のうち複数回利用する場合は、概ね2時間以上の間隔を空けることが原則です。
- ⑥ 医療機関に入院する時は、入退院時の移動、入院中の日帰り外出及び外泊時の移動(外泊先での移動)について利用できます。
- ⑦ 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出への利用は対象外です。

同行援護アセスメント調査票

(厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号) 別表第1)

調査項目		0点	1点	2点	特記事項	備考
視力障害	視力	1. 普通(日常生活に支障がない。)	2. 約1m離れた視力確認表の図は見ることができるが、目の前に置いた場合は見るできない。 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見ることができるが、遠ざかると見るできない。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのか判断不能である。		矯正視力による測定とする。
視野障害	視野	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。	3. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90%以上である。	4. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である。	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2. 夜盲の1点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。
移動障害	盲人安全つえ(または盲導犬)の使用による単独歩行	1. 慣れていない場所であっても歩行ができる。	2. 慣れた場所での歩行のみできる。	3. 慣れた場所であっても歩行ができない。	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場合等を想定したものととする。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。

視力確認表(A4版)



注1:「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう。

注2:「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。

4. 行動援護

(1) サービスの内容

- 知的障がいまたは精神障がいにより行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

【対象者】 知的障がい者・精神障がい者、障がい児（小学生以上、知的・精神）

【支援区分】 区分3以上（児童はこれに相当する心身状態）

【他の要件】 障がい支援認定調査による行動関連項目（11項目）、医師意見書によるてんかん発作の頻度に係る点数の合計が10点以上（障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態）であること

※「厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号 別表第2）」による。「2. 重度訪問介護（P.9）」に掲載

(3) 標準のサービス支給量上限

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
行動援護	標準支給量上限	—	—	32	42	56	73	40
	（運用上限）	—	—	(64)	(84)	(112)	(146)	(80)

単位：時間以内/月

(4) 支給量を定める単位 時間（30分単位）/月

(5) 支給決定期間 1年以内

(6) 運用上の基本的考え方

- ① 施設入所支援サービスと併用給付はできません。
- ② 二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限って認定します。
 - 1) 障がい者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合
 - 2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - 3) その他障がい者の状況から1)2)に準ずると認められる場合
- ③ 1日1回の報酬算定です。
- ④ 医療機関に入院する時は、入退院時の移動、入院中の日帰り外出及び外泊時の移動（外泊先での移動）について利用できます。
- ⑤ 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出への利用は対象外です。

5. 療養介護

(1) サービスの内容

- 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話
その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、
病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活
上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

(2) 対象者と必要な支援区分

【 対 象 者 】 障がい者、難病等の患者(児童含まない)

【 区分・要件 】 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる者

- ① 区分6で筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- ② 区分5以上に該当し、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者
 - ア 重症心身障がい者又は進行性筋萎縮症患者
 - イ 医療的ケアの判定スコアが16点以上の者
 - ウ 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上であって、医療的ケアスコアが8点以上の者
 - エ 遷延性意識障がい者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者
- ③ 旧重症心身障がい児施設に入所及び指定医療機関に入院した者で、
①②に該当しない者

(3) 標準のサービス支給量上限 当該月の日数

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 3年以内

(6) 運用上の基本的考え方

- ① 15歳以上の児童で、児童相談所長が利用することを適当と認めた場合、障がい者とみなして利用の適否を決定しますので事前にご相談下さい。なお、利用した場合、放課後等デイサービスを併せて利用することはできませんのでご注意下さい。

6. 生活介護

(1) サービスの内容

- 障がい者支援施設等の施設において、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

【 対 象 者 】 障がい者、難病等の患者(児童含まない)

【 支援区分 】 (50 歳未満の場合)

区分 3 以上 ※施設へ入所する場合、区分 4 以上

(50 歳以上の場合)

区分 2 以上 ※施設へ入所する場合、区分 3 以上

(3) 標準のサービス支給量上限 当該月の日数－8 日

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 3 年以内

(6) 運用上の基本的考え方

- ① 施設へ入所する者で、次の要件を全て満たす場合は、区分 3 以下(50 歳以上は区分 2 以下)の場合においても、生活介護サービスを受けることができます。
 - 1) 指定相談支援事業所を通じてサービス等利用計画案を作成していること
 - 2) サービス等利用計画案を勘案して、生活介護との併用給付が必要である松江市が認めていること
(地域の障がい福祉サービスの提供体制の状況等から通所によって訓練等を受けることが困難等)
 - 3) 2)について審査会の承認が得られていること
- ② 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、訪問入浴サービスと同一日にサービスを利用することはできません。
- ③ 介護保険制度の対象者は、工賃収入を得ている場合に限り利用できます。
- ④ 15 歳以上の児童で、児童相談所長が利用することを適当と認めた場合、障がい者とみなして利用の適否を決定しますので事前にご相談下さい。なお、利用した場合、放課後等デイサービスを併せて利用することはできませんのでご注意下さい。

7. 短期入所(ショートステイ)

(1) サービスの内容

- 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

【 対 象 者 】 障がい者、障がい児、難病等の患者(児童含む)

【 支援区分 】 区分1以上(児童はこれに相当する心身状態)

(3) 標準のサービス支給量上限

			区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
短期入所 (ショートステイ)	利用予定あり	標準支給量上限	10	10	10	10	10	10	10
		(運用上限)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)
	利用予定なし	標準支給量上限	5	5	5	5	5	5	5

単位: 日以内/月

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 1年以内

(6) 運用上の基本的考え方

- ① 療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助と併用給付はできません。
- ② 家族等日常的に本人の介護を行っている者(同居・別居は問わない)がいない場合は利用できません。

8. 施設入所支援

(1) サービスの内容

- 施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

【 対 象 者 】 障がい者、難病等の患者(児童含まない)

【 区分・要件 】

① 生活介護を受けている者

区分 4 以上(50 歳以上の者にあつては区分 3 以上)

② 「自立訓練」または「就労移行支援」を受けている者

入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、または地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

③ 「①以外の生活介護」または「就労継続支援B型」を受けている者

次の全ての要件を満たす場合、施設入所支援と併用給付を受けることができます。

1) 指定相談支援事業所を通じてサービス等利用計画案を作成していること

2) サービス等利用計画案により、施設入所支援との併用給付が必要であると松江市が認めていること

3) 2)については、審査会においても承認が得られていること

(3) 標準のサービス支給量上限 当該月の日数

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 3 年以内

(6) 運用上の基本的考え方

- ① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービスとの併用給付はできません。
- ② 施設入所中に 65 歳となった利用者(就労継続支援 B 型利用者または工賃収入を伴う生活介護利用者を除く)は、介護保険施設への入所の手続き(介護認定、施設入所申し込み)も並行して行ってください。にわかに退所・転所を求めるものではありませんが、手続きは必要です。
- ③ 15 歳以上の児童で、児童相談所長が利用することを適当と認めた場合、障がい者とみなして利用の適否を決定しますので事前にご相談下さい。なお、利用した場合、放課後等デイサービスを併せて利用することはできませんのでご注意下さい。

9. 自立訓練(機能訓練)

(1) サービスの内容

- 障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通所し、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

- 【 対 象 者 】 障がい者、難病等の患者(児童含まない)
- 【 支援区分 】 区分不要
- 【 他の要件 】 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な者 具体的には次のとおりです。
- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
 - ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者

(3) 標準のサービス支給量上限 当該月の日数－8 日

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 1 年以内

(6) 運用上の基本的考え方

- ① 新規の場合には、2ヶ月以内の範囲で暫定支給決定を行います。
- ② 標準利用期間は1年6ヶ月です。ただし、頸髄損傷による四肢の麻痺やこれに類する状態の障がい者については3年です。
- ③ 標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、審査会の承認が必要です。1回に限り、最大1年間の更新が可能です。
- ④ 生涯一度だけの利用を原則とするものではありません。例えば、生活環境や障がいの状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、その利用が審査会において必要と認められた場合においては、再度のサービス利用は可能です。
- ⑤ 15歳以上の児童で、児童相談所長が利用することを適当と認めた場合、障がい者とみなして利用の適否を決定しますので事前にご相談下さい。なお、利用した場合、放課後等デイサービスを併せて利用することはできませんのでご注意下さい。

10. 自立訓練(生活訓練)

(1) サービスの内容

- 障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通所し、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

【 対 象 者 】 障がい者、難病等の患者(児童含まない)

【 支援区分 】 区分不要

【 他の要件 】 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な者 具体的には次のとおりです。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者

(3) 標準のサービス支給量上限 当該月の日数－8 日

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 1 年以内

(6) 運用上の基本的考え方

- ① 新規の場合には、2ヶ月以内の範囲で暫定支給決定を行います。
- ② 標準利用期間は2年です。ただし、長期入院(概ね1年以上)していた、またはこれに類する事由のある障がい者(長期間の引きこもり等により社会生活の経験が乏しい者や発達障がいのある者等)については3年です。
- ③ 標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、審査会の承認が必要です。1回に限り、最大1年間の更新が可能です。
- ④ 生涯一度だけの利用を原則とするものではありません。例えば、生活環境や障がいの状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、その利用が審査会において必要と認められた場合においては、再度のサービス利用は可能です。
- ⑤ 15歳以上の児童で、児童相談所長が利用することを適当と認めた場合、障がい者とみなして利用の適否を決定しますので事前にご相談下さい。なお、利用した場合、放課後等デイサービスを併せて利用することはできませんのでご注意下さい。

11. 宿泊型自立訓練

(1) サービスの内容

- 居室その他の設備を利用することを通じて、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

- 【 対 象 者 】 障がい者、難病等の患者(児童含まない)
- 【 支援区分 】 区分不要
- 【 他の要件 】 自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者

(3) 標準のサービス支給量上限 当該月の日数

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 1 年以内

(6) 運用上の基本的考え方

- ① 新規の場合には、2ヶ月以内の範囲で暫定支給決定を行います。
- ② 標準利用期間は2年です。ただし、長期入院(概ね1年以上)していた、またはこれに類する事由のある障がい者(長期間の引きこもり等により社会生活の経験が乏しい者や発達障がいのある者等)については3年です。
- ③ 標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、審査会の承認が必要です。
- ④ 生涯一度だけの利用を原則とするものではありません。例えば、生活環境や障がいの状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、その利用が審査会において必要と認められた場合においては、再度のサービス利用は可能です。
- ⑤ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、療養介護、施設入所支援と併用給付はできません。
- ⑥ 15歳以上の児童で、児童相談所長が利用することを適当と認めた場合、障がい者とみなして利用の適否を決定しますので事前にご相談下さい。なお、利用した場合、放課後等デイサービスを併せて利用することはできませんのでご注意下さい。

12. 就労選択支援

(1) サービスの内容

- 就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものにつき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障がい福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な支援を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

- 【 対 象 者 】 障がい者、難病等の患者（児童含まない）
【 支援区分 】 区分不要
【 他の要件 】 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

(3) 標準のサービス支給量上限 当該月の日数－8 日

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 原則1ヶ月（最長2ヶ月）

(6) 運用上の基本的考え方

① 2ヶ月決定の要件

・自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合。

・作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するにあたり、1ヶ月以上の時間をかけた観察が必要な場合。

上記いずれかに該当する場合は「2ヶ月」決定とすることができます。

- ② 15歳以上の児童で、児童相談所長が利用することを適当と認めた場合、障がい者とみなして利用の可否を決定しますので事前にご相談下さい。

13. 就労移行支援

(1) サービスの内容

- 通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

- 【 対 象 者 】 障がい者、難病等の患者(児童含まない)
- 【 支援区分 】 区分不要
- 【 他の要件 】 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要就労を希望する 65 歳未満の者又は 65 歳以上の者(65 歳に達する前 5 年間(入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって 65 歳に達する前日において就労移行支援に関わる支給決定を受けていた者に限る。)

(3) 標準のサービス支給量上限 当該月の日数－8 日

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 1 年以内

(6) 運用上の基本的考え方

- ① 新規の場合には、2 ヶ月以内の範囲で暫定支給決定を行います。
- ② 標準利用期間は 2 年です。ただし、あん摩等の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3 年または 5 年です。
- ③ 標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、審査会の承認が必要です。1 回に限り、最大 1 年間の更新が可能です。
- ④ 生涯一度だけの利用を原則とするものではありません。例えば、生活環境や障がいの状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、その利用が審査会において必要と認められた場合においては、再度のサービス利用は可能です。
- ⑤ トライアル雇用奨励金との併給について、次の要件を全て満たす場合において認められます。
 - 1) サービス利用者が利用する就労移行支援事業所の運営規程に、事業所施設外での支援ができる旨が位置づけられていること
 - 2) 施設外支援の利用期間中、就労移行支援事業所がサービス利用者の状況について聴き取りを行い、日報が作成できること
 - 3) 施設外支援の利用期間中に、就労移行支援事業所が緊急対応できること

- 4) 就労移行支援事業所が、個別支援計画を3ヶ月ごとに作成(施設外支援を提供する場合は1週間ごと)し、かつ見直しを行うことで、サービス利用者の就労能力や工賃の向上、一般就労への移行に資すると認められること
- ⑥ 15歳以上の児童で、児童相談所長が利用することを適当と認めた場合、障がい者とみなして利用の適否を決定しますので事前にご相談下さい。なお、利用した場合、放課後等デイサービスを併せて利用することはできませんのでご注意下さい。

14. 就労継続支援A型

(1) サービスの内容

- 企業等に就労することが困難であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

- 【 対 象 者 】 障がい者、難病等の患者(児童含まない)
- 【 支援区分 】 区分不要
- 【 他の要件 】 企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって65歳に達する前日において就労継続支援A型に関わる支給決定を受けていた者に限る。) 具体的には次のとおり。
- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関結びつかなかった者
 - ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関結びつかなかった者
 - ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

(3) 標準のサービス支給量上限 当該月の日数－8日

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 3年以内

(6) 運用上の基本的考え方

- ① 新規の場合には、原則、2ヶ月以内の範囲で暫定支給決定を行います。
- ② 15歳以上の児童で、児童相談所長が利用することを適当と認めた場合、障がい者とみなして利用の適否を決定しますので事前にご相談下さい。なお、利用した場合、放課後等デイサービスを併せて利用することはできませんのでご注意下さい。

15. 就労継続支援B型

(1) サービスの内容

- 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

【 対 象 者 】 障がい者、難病等の患者（児童含まない）

【 支援区分 】 区分不要

【 他の要件 】 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者 具体的には次のとおり。

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
 - ② 50 歳に達している者又は障がい基礎年金 1 級受給者
 - ③ ①②いずれにも該当しない者で、就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われていて、就労継続支援 B 型事業の利用を希望される者
- ただし、以下の場合には就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援 B 型の利用が可能です。
- ・最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
 - ・利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

(3) 標準のサービス支給量上限 当該月の日数－8 日

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 3 年以内(50 歳未満は 1 年以内)

(6) 運用上の基本的考え方

- ① 「就労経験がある者」とは、就労経験の時期は問いませんが、障がいが理由で離職となり、現在に至っていることが明確である者で、次の 1) の就労に該当し、2).3) いずれかの就労期間を満たす者です。

(就労について)

- 1) 雇用契約に基づく就労であること(就労継続支援 A 型の雇用契約を含む)。雇用契約に基づかない

家業手伝い等は含まない。

(期間について)

2) 週所定労働時間が「週 30 時間以上」又は「5 日以上」の雇用契約の場合は、1 か月以上の就労期間があること。

3) 週所定労働時間が 2)に該当しない雇用契約の場合は、2 か月以上の就労期間があること。

② 施設へ入所する者で、次の要件を全て満たす場合は、就労継続支援B型サービスを受けることができます。

1) 指定相談支援事業所を通じてサービス等利用計画案を作成していること

2) サービス等利用計画案により、就労継続支援B型との併用給付が必要であると松江市が認めていること

・入所をさせながら訓練等を実施することが必要かつ効果的である

・地域の障がい福祉サービスの提供体制の状況等から通所によって介護等を受けることが困難である

3) 2)について、審査会の承認が得られていること

③ 15 歳以上の児童で、児童相談所長が利用することを適当と認めた場合、障がい者とみなして利用の可否を決定しますので事前にご相談下さい。なお、利用した場合、放課後等デイサービスを併せて利用することはできませんのでご注意下さい。

16. 就労定着支援

(1) サービスの内容

- 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業所、医療関係等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言を等の必要な支援を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

- 【 対 象 者 】 障がい者、難病等の患者（児童含まない）
- 【 支援区分 】 区分不要
- 【 他の要件 】 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された者であって、就労を継続している期間が6月を経過した者（病気や障がいにより通常の事業所を休職し、就労移行支援を利用した後、復職した者であって、就労を継続している期間が6月を経過した者も含む。）

(3) 標準のサービス支給量上限 当該月の日数

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 1年以内

(6) 運用上の基本的考え方

- ① 標準利用期間は3年です。標準利用期間を超えて更新はできません。

※就労を継続している期間が6月以上3年6月未満の者が利用対象者であり、その場合の利用期間は、3年6月から就労継続期間を除いた期間です。

17. 自立生活援助

(1) サービスの内容

- 居宅において単身等で生活する者に、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

- 【 対 象 者 】 障がい者、難病等の患者(児童含まない)
- 【 支援区分 】 区分不要
- 【 他の要件 】 障がい者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた者又は居宅等に単身であるため若しくは同居家族等が障がいや疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者 具体的には次のとおり。
- ① 障がい者支援施設、のぞみの園、宿泊型自立訓練事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入院していた者
 - ② 共同生活を行う居宅又は福祉ホームに入居していた者
 - ③ 精神病院に入院していた者
 - ④ 救護施設又は更生施設に入所していた者
 - ⑤ 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている者
 - ⑥ 更生保護施設に入所していた者又は自立促進更生センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた者
 - ⑦ 現に地域において一人で暮らしている者又は同居する家族が障がい、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況である者であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続すること困難と認められる者

(3) 標準のサービス支給量上限 当該月の日数

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 1 年以内

(6) 運用上の基本的考え方

18. 共同生活援助(グループホーム)

(1) サービスの内容

- 共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、相談援助、入浴、排せつ及び食事等の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先または他の障がい福祉サービス事業者等との連絡調整、その他日常生活を営む上で必要な支援を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

【 対 象 者 】 障がい者、難病等の患者(児童含まない)

【 支援区分 】 (入浴、排せつ又は食事等の介護を受けない場合)

区分不要

(入浴、排せつ又は食事等の介護を受ける場合)

区分 2 以上

【 他の要件 】 (身体障がい者及び難病等の患者)

新規利用開始時に 65 歳未満の者

(知的障がい者及び精神障がい者)

65 歳以上の場合、「認知症と診断されていない者」または「介護保険サービスの利用対象とならない者」

(3) 標準のサービス支給量上限 当該月の日数

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 3 年以内

(6) 運用上の基本的考え方

- ① 体験利用の場合、1回あたり連続 30 日以内かつ年 50 日以内に限り利用できます。
- ② サービス利用中に 65 歳となった者は、次の要件のいずれかに該当しない場合、介護保険の「(介護予防)認知症対応型共同生活介護」の利用手続き(介護認定、利用申し込み)も並行して行ってください。
にわかに介護保険サービスの利用を求めるものではありませんが、手続きは必要です。
 - 1) 自立訓練(生活訓練)を利用している
 - 2) 就労継続支援 B 型を利用している
 - 3) 工賃収入を伴う生活介護を利用している
 - 4) 医師より認知症と診断されていない(ケアマネージャー等からの確認を要する)
- ③ 重度訪問介護、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練、日中一時支援、訪問入浴サービスと併用給付はできません。
- ④ 居宅介護(通院等介助・通院等乗降介助)は、次の要件全てに該当する場合、月 2 回までを上限に利用ができます。

(要件)※全てに該当すること

- 1) 障がい支援区分 1 以上である。
- 2) 慢性疾患等であり、医師の指示に基づいた定期的な通院利用である。
- 3) 2)について、サービス等利用計画および個別支援計画に位置づけられている。

- ⑤ 15 歳以上の児童で、児童相談所長が利用することを適当と認めた場合、障がい者とみなして利用の適否を決定しますので事前にご相談下さい。なお、利用した場合、放課後等デイサービスを併せて利用することはできませんのでご注意下さい。

19. 地域移行支援

(1) サービスの内容

- 障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

【 対 象 者 】 障がい者、難病等の患者(児童含まない)

【 支援区分 】 区分不要

【 他の要件 】 以下の者のうち、地域移行への移行のための支援が必要と認められる者。

① 障がい支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している者

② 精神病院に入院している者

※地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含む。

③ 救護施設又は更生施設に入所している者

④ 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている者

※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障がい者のうち、矯正施設から退所するまでの間に障がい福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業所による効果的な支援が期待される障がい者。

⑤ 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している者

(3) 標準のサービス支給量上限 当該月の日数

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 6ヶ月以内

20. 地域定着支援

(1) サービスの内容

○居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

【 対 象 者 】 障がい者、難病等の患者(児童含まない)

【 支援区分 】 区分不要

【 他の要件 】 ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者。

② 居宅において家族と同居している者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者。

※障がい支援施設等や精神病院から退所・退院した者の他、家族と同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。

③ 居宅において家族と同居している者で、同居する家族に障がい、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障がいの状態にある者。

(3) 標準のサービス支給量上限 当該月の日数

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 1 年以内

§ 2 障がい児通所サービス

21. 児童発達支援・医療型児童発達支援

(1) サービスの内容

- 施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練
その他必要な支援を行います。
- 医療型児童発達支援では、国指定医療機関において、児童発達支援と治療も行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

【 対 象 者 】 障がい児(未就学児)、難病等の児童(未就学児)

【 他の要件 】 (児童発達支援)

① 手帳の有無は問わず、児童相談所、保健所、医師等により療育の必要性が認められた児童(未就学児)も対象

(医療型児童発達支援)

② 上肢、下肢、体幹の機能障がいのある児童(未就学児)

(3) 標準のサービス支給量上限 23 日

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 1 年以内

(6) 運用上の基本的考え方

22. 放課後等デイサービス

(1) サービスの内容

- 施設において、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

【 対 象 者 】 障がい児、難病等の児童

【 他の要件 】 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に就学している児童

(3) 標準のサービス支給量上限 23 日

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 1 年以内

(6) 運用上の基本的考え方

23. 居宅訪問型児童発達支援

(1) サービスの内容

- 児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

(2) 対象者と必要な支援区分

【 対 象 者 】 障がい児、難病等の児童

【 他の要件 】 重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障がい児であつて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は、放課後デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童

※厚生労働省令で定める状態とは次に掲げる状態とする

- ① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合
- ② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

(3) 標準のサービス支給量上限

10日

※障がい児通所支援の集団生活に移行していくための支援として集中的に支援を提供する場合はこの限りではない。

(4) 支給量を定める単位

日/月

(5) 支給決定期間

1 年以内

(6) 運用上の基本的考え方

- ① 他の障がい児通所サービスとの併用給付はできません。ただし、通所施設へ通うための移行期間として組み合わせる場合は可能とします。

24. 保育所等訪問支援

(1) サービスの内容

- 障がい児が通う保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の施設を訪問し、障がい児とそれ以外の児童との集団生活への適応に向け、障がい児への専門的な支援、当施設職員への専門的助言等その他必要な支援を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

【 対 象 者 】 障がい児、難病等の児童

【 他の要件 】 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の施設に通う障がい児

(3) 標準のサービス支給量上限 5 日

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 1 年以内

(6) 運用上の基本的考え方

§ 3 地域生活支援事業

25. 移動支援

- 主に屋外での移動が困難な障がい者や障がい児へ外出時における移動の介護及びその他必要な支援を行います。

【移動支援に関する共通基準】

- ① 支援する移動は、徒歩、公共交通機関を原則とします。他に公共交通機関がない、ある場合でも著しく不便である等の理由がある場合、車を利用することも可能です。
- ② 車を利用した移動支援サービスを提供し、運賃を収受する場合には、サービス提供事業者は、道路運送法に基づく許可または登録が必要です。
- ③ 次の者が対象になります。
 - (1) 対象者 障がい者(原則、65歳未満の者)
障がい児(小学生以上)
 - (2) 他の要件
次のいずれかに該当し、移動に関して、介助、見守り等が必要な者
 - 1) 身体障がい
身体障がい者手帳を所持し、次のいずれかに該当する者
 - ア) 視覚障がい2級以上の者
 - イ) 肢体不自由(上肢・下肢)2肢以上に障がいがあり、それぞれ障がい等級が1級若しくは2級である者
 - ウ) 肢体不自由(体幹)2級以上の者
 - エ) 肢体不自由(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による機能障がい)2級以上の者
 - 2) 知的障がい
次のいずれかに該当する者
 - ア) 療育手帳を所持する者
 - イ) 児童相談所または知的障者更生相談所で知的障がいと認定された者
 - ウ) 医師により知的障がいと認められた者
 - 3) 精神障がい
次のいずれかに該当する者
 - ア) 精神障がい者保健福祉手帳を所持する者
 - イ) 精神障がいを事由とする年金や特別障がい給付金を受給している者
 - ウ) 医師により精神障がいと診断された者
 - 4) 難病等
難病等による障がいや症状により継続的に移動に関して制限を受ける者
 - 5) その他
特別支援学校(小学校以上)に通学している者
- ④ 二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限り認めます。
 - (1) 障がい者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合
 - (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - (3) その他障がい者の状況から(1)(2)に準ずると認められる場合

(1) 個別移動支援

① サービスの内容

- 外出時に個別的支援が必要な者へマンツーマンサービスを行います。

【個別移動支援サービスの対象】

- 1) 社会生活上必要不可欠な外出
 - ア) スーパー等での日用品の買い物(贅沢品の購入は含まない)
 - イ) 金融機関・郵便局等の利用
 - ウ) 理容、美容
 - エ) 冠婚葬祭、入学式・卒業式・授業参観・運動会等学校行事
 - オ) 官公庁等への手続き
 - カ) 投票
 - キ) 予定外の通院
- 2) その他社会生活を送る上で必要な外出
 - ア) 余暇・スポーツ・文化活動(ギャンブル等社会通念上不適当なものは除く)
 - イ) 旅行(日帰り)
 - ウ) ボランティア活動
 - エ) 研修・イベントへの参加
 - オ) 墓参り・寺社仏閣への参拝
 - カ) お見舞い
 - キ) 散歩
 - ク) 百貨店等での贅沢品の購入

【個別移動支援サービスの対象外】

- ア) 宗教活動・布教活動(習慣としての法事・墓参り・寺社仏閣への参拝は除く)
- イ) 選挙運動・政治運動・デモ行動(投票は除く)
- ウ) ギャンブル(パチンコ、競馬、マージャン等)
- エ) 飲酒目的の外出
- オ) 営業活動等仕事の一環としての移動
- カ) 送迎加算の対象となり得る移動(発着先の事業所が、送迎加算の対象となるサービスを実際に提供しているかいないかを問わない)
- キ) 通勤通学等移動支援に該当する移動
- ク) 通院等介助、通院等乗降介助、同行援護、行動援護等他の移動支援サービスに該当する移動
- ケ) 障がい者・障がい児・難病等の患者を預けることを実質の目的とした移動
- コ) 目的地内だけの移動
- サ) その他公序良俗、社会通念上許容されない移動

② 対象者と必要な障がい支援区分

(身体介護を伴わない場合)

1) 対象者 【移動支援に関する共通基準】

2) 支援区分 区分不要

(身体介護を伴う場合)

1) 対象者 【移動支援に関する共通基準】

2) 支援区分 区分 2 以上 (児童はこれに相当する心身状態)

障がい支援区分の認定調査において、次に掲げるいずれかの状態に 1 つ以上認定されていること

歩行:「全面的な支援が必要」

移乗:「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

移動:「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

排尿:「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

排便:「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

③ 標準のサービス支給量上限 30 時間/月 ※運用上限は 60 時間

④ 支給量を定める単位 時間/月

⑤ 支給決定期間 1 年以内

⑥ 運用上の基本的考え方

- 1) 自宅発着が原則です。ただし、保護者等と事業所間で安全に利用者の引継が可能な場合は、自宅発着とみなします。
- 2) 移動先の目的地内でのサービス提供について、介助の必要性(座位の保持、トイレ介助等)がある場合は、報酬算定の対象となります。
- 3) 居宅介護(通院等介助・通院等乗降介助)、同行援護、行動援護、送迎つき障がいサービス等の移動に関して他のサービスが受けられる場合は、そのサービスが優先となります。
- 4) 病院への定期通院は、居宅介護(通院等介助)での支給決定となります。不定期通院の場合は移動支援での支給決定となりますが、院内介助は、原則、報酬の算定外となります。
- 5) 障がいサービス事業所や関連する法人等が利用者向けに行うイベントに参加する場合は、移動支援の対象外です。例)お花見、遠足、文化祭など
- 6) 障がいサービス事業所や関連する法人等が不特定多数の者を対象として行うイベントに参加する場合は、移動支援の対象となります。
- 7) 事業者(各種団体)が主催(発案・企画)するレクリエーション活動等に参加するため場合の目的地までの行き帰りは、移動支援の対象となります。ただし、行事中は、基本的に主催者側が参加者の支援を行うべきものであることから、移動支援の対象外です。
- 8) 施設入所支援サービスとの併用給付はできません。
- 9) 個別移動支援事業のサービス支給量が運用上限を超える場合、障がい福祉サービスや障がい児通所サービスを利用せず個別移動支援事業のみを利用されている者でもサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画が必要です。これらの計画を資料として審査会に諮ります。

- 10) 入院中の利用はできません。(入院時における自宅から病院までの移動、退院時における病院から自宅までの移動については利用できます。)

(2) 通勤通学等移動支援

① サービスの内容

- 通勤通学等を目的とした一定期間の移動において、居住する地域の交通事情により移動手段の確保が困難である場合、家族による支援が困難である場合、自立のための訓練の必要である場合に、支援が必要な者へマンツーマンサービスを行います。

② 対象者と必要な障がい支援区分

- 1) 対象者 【移動支援に関する共通基準】
2) 支援区分 区分不要

③ 標準のサービス支給量上限 30 時間/月 ※運用上限は 60 時間

④ 支給量を定める単位 時間/月

⑤ 支給決定期間 1 年以内 ※通勤目的の場合は 6 ヶ月以内

⑥ 運用上の基本的考え方

- 1) 自宅発着が原則です。
2) 出勤時・登校時に、会社・学校以外の目的地を経由して出勤・登校した場合は、最後の目的地から会社・学校までの移動が通勤通学等移動支援サービスの支給対象です。
3) 帰宅時・下校時に、自宅以外の目的地を経由して帰宅・下校した場合は、最初の目的地で通勤通学等移動支援サービスは完了です。
4) ハッピーアフタースクール、児童クラブ、友遊事業への移動も対象です。
5) 通勤に関する移動支援は、通勤訓練(リハビリも含む)の一環として、6 ヶ月以内に支給決定を行います。6 ヶ月を経過し、更に通勤の訓練が必要であると松江市が認める場合に限り、1 回に限り、6 ヶ月以内の更新が可能です。
6) 生活介護・就労移行支援・就労継続支援 A 型・B 型事業所への通所を目的とした移動支援は、訓練の一環として必要な場合に限り 3 ヶ月以内に支給決定を行います。
7) 施設入所支援サービスとの併用給付はできません。
8) 通勤通学等移動支援事業のサービス支給量が運用上限を超える場合、障がい福祉サービスや障がい児通所サービスを利用せず通勤通学等移動支援事業のみを利用されている者でもサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画が必要です。これらの計画を資料として審査会に諮ります。
9) 入院中の利用はできません。

(3)グループ移動支援

① サービスの内容

- 個別移動支援や通勤通学等支援の対象となる移動について、身体介護を伴わない者で3人までのグループを対象に、1人のヘルパーが移動支援サービスを行います。

② 対象者と必要な障がい支援区分

- 1) 対象者 【移動支援に関する共通基準】 ※身体介護を伴う者の利用はできません。
- 2) 支援区分 区分不要

③ 標準のサービス支給量上限 30 時間/月(個別移動支援、通勤通学等支援の内数) ※運用上限は 60 時間(〃)

④ 支給量を定める単位 時間/月

⑤ 支給決定期間 1 年以内

⑥ 運用上の基本的考え方

- 1) 施設入所支援サービスとの併用給付はできません。
- 2) グループ移動支援事業のサービス支給量が運用上限を超える場合、障がい福祉サービスや障がい児通所サービスを利用せずグループ移動支援事業のみを利用されている者でもサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画が必要です。これらの計画を資料として審査会に諮ります。
- 3) 入院中の利用はできません。

27. 地域活動センターⅡ型

(1) サービスの内容

- 施設において創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流その他障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な援助を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

【 対 象 者 】 障がい者

【 支援区分 】 区分不要

(3) 標準のサービス支給量上限 当該月の日数－8 日

(4) 支給量を定める単位 日/月

(5) 支給決定期間 1 年以内

(6) 運用上の基本的考え方

- ① 他の日中活動サービス(※当該月の日数－8 日決定を行うサービス)と併用する場合の一月当たりの利用日数の合計は、原則として当該月－8 日以内とする。(令和 7 年 10 月 1 日以前から継続して利用する者を除く。)

28. 訪問入浴サービス

(1) サービスの内容

- 居宅において入浴の困難な重度の障がい者等に対し、移動入浴車で居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴、洗髪及び清拭の介護並びにその他の必要な援助を行います。

(2) 対象者と必要な支援区分

- 【 対 象 者 】 身体障がい者手帳(1級・2級)を所持する障がい者・障がい児
- 【 支援区分 】 なし
- 【 他の要件 】 次のすべてに該当すること
- ① 65歳未満の者
 - ② 医師が入浴可能と認める者
 - ③ 居宅の浴槽を使用して入浴することが困難な者
 - ④ 通所及び送迎により入浴することが困難な者

(3) 標準のサービス支給量上限 10回/月 ※週当たりの利用は2回まで

(4) 支給量を定める単位 回/月

(5) 支給決定期間 1年以内

(6) 運用上の基本的考え方

- ① 施設入所支援、共同生活援助(グループホーム・GH)との併用給付はできません。
- ② 訪問入浴サービス以外での入浴が困難な者が対象です。
- ③ 訪問入浴サービス事業のサービス支給量の上限を超える場合、障がい福祉サービスや障がい児通所サービスを利用せず訪問入浴サービスのみを利用されている者でもサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画が必要です。これらの計画を資料として審査会に諮ります。

Ⅲ 特別支給量

1. 基本的な考え方

- (1) サービスを利用しようとする者(申請者)の介護環境が、次のいずれかに該当する場合、標準支給量に代わって特別支給量を適用します。

ただし、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等に入居している者、介護保険サービスが利用できる者は除きます。

- ① 障がい者・難病等患者の独居世帯である。
- ② 障がい者・難病等患者のみの世帯である。
- ③ 障がい者または難病等患者と65歳以上の介護保険適用者のみの世帯である。
- ④ 障がい者または難病等患者と18歳以下(高校卒業者又はこれに相当する者を除く)の子のみの世帯である。
- ⑤ 介護者が介護を行えない程度の疾病、障がいがある。
- ⑥ 介護者が一人で、かつフルタイムで就労している
- ⑦ 申請者以外に障がい者、難病等患者、介護保険適用者が同居している。
- ⑧ その他、特別な事情があると認められる場合(審査会で審議)

- (2) 特別支給量についても、標準支給量と同様に運用上限を別に定めます。運用上限適用の手続きは、標準支給量における運用上限適用の手続きに準じます。

- (3) 特別支給の運用上限を超える支給量が必要な場合の手続きも、標準支給量のそれに準じます。

2. 特別支給量を適用する障がい福祉サービス等

特別支給量を提供する障がい福祉サービス等とその支給量は、下表のとおりとします。

		単位		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護	時間/月	特別支給量 (運用上限)	18 (36)	23 (46)	30 (60)	44 (88)	72 (144)	78 (156)	32 (64)
	家事援助	時間/月	特別支給量 (運用上限)	21 (42)	27 (54)	39 (78)	74 (148)	117 (234)	168 (336)	66 (132)
	通院等介助	時間/月	特別支給量 (運用上限)	15 (30)	15 (30)	15 (30)	15 (30)	15 (30)	15 (30)	15 (30)
	通院等 乗降介助	回/月	特別支給量 (運用上限)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	30 (60)
重度訪問介護		時間/月	特別支給量 (運用上限)	— (—)	— (—)	— (—)	206 (412)	258 (516)	365 (730)	— (—)
同行援護		時間/月	特別支給量 (運用上限)	45 (90)	45 (90)	45 (90)	45 (90)	45 (90)	45 (90)	45 (90)
行動援護		時間/月	特別支給量 (運用上限)	— —	— —	48 (96)	63 (126)	84 (168)	110 (220)	60 (120)
短期入所 (ショートステイ)	利用予定 あり	日/月	特別支給量 (運用上限)	15 (30)	15 (30)	15 (30)	15 (30)	15 (30)	15 (30)	15 (30)
移動支援	個別	時間/月	特別支給量 (運用上限)	45 (90)	45 (90)	45 (90)	45 (90)	45 (90)	45 (90)	45 (90)
	通勤通学等	時間/月	特別支給量 (運用上限)	45 (90)	45 (90)	45 (90)	45 (90)	45 (90)	45 (90)	45 (90)
	グループ等	時間/月	特別支給量 (運用上限)	45 (90)	45 (90)	45 (90)	45 (90)	45 (90)	45 (90)	45 (90)
日中一時支援	利用予定 あり	日/月	特別支給量 (運用上限)	8 (16)	8 (16)	8 (16)	8 (16)	8 (16)	8 (16)	8 (16)

3. 特別支給量を適用しない障がい福祉サービス等

特別支給量を適用せず、標準支給量で運用する障がい福祉サービス等は、次のとおりとします。

(1) 障がい福祉サービス

療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、宿泊型訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助(グループホーム)

(2) 障がい児通所サービス

児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

(3) 地域生活支援事業

地域活動センターⅡ型、訪問入浴サービス

Ⅳ 併用給付に関する基準

1. 障がい福祉サービス等の併用給付

同時に支給決定できる障がい福祉サービスの組み合わせ(併用給付)については、サービス事業所が受ける報酬が重ならないことを原則として支給決定を行います。

		介護給付								訓練等給付										障がい児通所サービス			
		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	施設入所支援	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労選択支援	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	児童発達支援(医療型含む)	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)		×	△	△	×	△	△	×	△	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	重度訪問介護	×		×	×	×	△	△	×	△	△	×	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×
	同行援護	△	×		×	×	△	△	×	△	△	×	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△
	行動援護	△	×	×		×	△	△	×	△	△	×	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△
	療養介護	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	生活介護	△	△	△	△	×		△	○	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	×	×	×
	短期入所(ショートステイ)	△	△	△	△	×	△		×	△	△	×	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△	△
	施設入所支援	×	×	×	×	×	○	×		△	△	×	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×
訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	△	△	△	△	×	△	△	△		△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	×	×	×
	自立訓練(生活訓練)	△	△	△	△	×	△	△	△	△		○	△	△	△	△	×	△	○	×	×	×	×
	宿泊型自立訓練	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○		○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
	就労選択支援	△	△	△	△	×	△	△	△	×	×	○		×	×	×	×	△	○	×	○	×	×
	就労移行支援	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	○	×		×	×	×	△	○	×	×	×	×
	就労継続支援A型	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	○	×	×		×	×	△	○	×	×	×	×
	就労継続支援B型	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	○	×	×	×		×	△	○	×	×	×	×
	就労定着支援	△	△	△	△	×	△	△	×	△	×	×	×	×	×	×		×	○	×	×	×	×
	自立生活援助	△	△	△	△	×	△	△	×	△	△	×	△	△	△	△	×		○	×	×	×	×
	共同生活援助(グループホーム)	△	△	○	○	×	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○		×	×	×	×
障がい通所児サ	児童発達支援(医療型含む)	△	×	△	△	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×
	放課後等デイサービス	△	×	△	△	×	×	△	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×		×	×
	居宅訪問型児童発達支援	△	×	△	△	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×
	保育所等訪問支援	△	×	△	△	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

○:併用給付可 △:同一時間併用給付不可 ×:併用給付不可

2. 介護保険との併用給付

(1) 基本的な考え方

- ① 介護保険対象者(65歳以上、40歳～64歳で介護保険制度に定める「16の特定疾病」に該当する場
合)は、介護保険制度でのサービス支給を優先してください。障がい福祉サービス等では、介護保険
にないサービスを中心に支給決定します。
- ② 介護保険制度でのサービス支給対象となり得る者は、要介護認定を受けてください。要介護認定を
受けないまま、障がい福祉サービス等を支給決定することはありません。
- ③ 介護保険制度のサービスと障がい福祉サービス等を併用給付されている者の状態が変化し、受ける
サービスに変更が必要な場合は、要介護度の再認定を受けてください。

(2) 具体的な運用(障がい福祉サービスを支給決定する場合)

(介護保険サービス優先を適用せず支給決定する場合)

① 次の障がい福祉サービスを利用する場合

- 1) 同行援護
- 2) 行動援護
- 3) 療養介護

「5. 療養介護(P.14)」に掲載する【区分・要件】を満たす者

- 4) 就労選択支援
- 5) 就労移行支援

※65歳未満の者(65歳以上の者については、65歳に達する前5年間障がい福祉サービスに関
わる支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において、就労移行支援の支給
決定を受けていた者)。

6) 就労継続支援A型

※65歳未満の者(65歳以上の者については、65歳に達する前5年間障がい福祉サービスに関
わる支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において、就労移行支援の支給
決定を受けていた者)。

7) 就労継続支援B型

8) 自立訓練(生活訓練)

9) 生活介護(工賃収入を伴う場合に限る)

※65歳以上は継続利用のみ。新規利用は不可。

10) 施設入所支援(併せて工賃収入を伴う生活介護サービスを併用している場合に限る)

※65歳以上は継続利用のみ。新規利用は不可。

11) 共同生活援助(上記4)～8)のいずれかを併用している場合に限る)

※65歳以上は原則として継続利用のみ。なお、当該利用者の要介護度等に応じて、
認知症グループホームや特別養護老人ホーム等への入居・入所を検討することが望
ましい。

(介護保険サービスへの移行に伴い併給決定する場合)

- ② 障がい福祉サービスを利用している者が65歳到達等で介護保険サービスへ移行し、介護保険サー

ビスを限度額まで利用しても移行前と同じ水準の生活が送れないと松江市が認める場合(この場合、サービス量の不足分のみ支給決定を行う。)

(介護保険サービス利用者へ新規で併給決定する場合)

- ③ 要介護認定(再認定も含む)を受けた結果、要支援1または2と判定された視覚障がい者、内部障がい者、知的障がい者、精神障がい者または難病等患者で、自身の持つ障がい特有の理由で居宅介護サービスが必要であると松江市が認める場合
- ④ 介護保険サービスを限度額まで利用し、かつ限度額の1/2以上を訪問介護サービスとして利用している者で、重度訪問介護サービス対象者の要件を満たし、自身の持つ障がい特有の理由で重度訪問介護サービスが必要であると松江市が認める場合(支給量については、重度訪問介護の標準支給量から、介護保険サービスの利用時間を差引いた時間を上限とします。)
- ⑤ 重度訪問介護の利用者について、個々の障がい特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象としない支援や時間(日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど)が必要と松江市が認める場合
- ⑥ 自立訓練(機能訓練)の利用者について、個々の障がい特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容(白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等)が必要と松江市が認める場合

(その他特別な場合)

- ⑦ 要介護認定(再認定も含む)を受けた結果、非該当と判定され、障がい福祉サービスによる支援が必要であると松江市が認める場合
- ⑧ 利用可能な介護保険サービス事業所が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、介護保険サービスを利用することが困難であると松江市が認める場合(当該事情が解消するまでの間に限る。)

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

松江市障がい福祉サービス支給決定基準

令和 7 年 10 月 1 日

松江市 健康福祉部 障がい者福祉課

〒690-8540 松江市末次町 86 番地

Tel:0852-55-5054/Fax:0852-55-5309

E-mail: s-fukushi@city.matsue.lg.jp